

## 関西電力株式会社第96回定時株主総会における提案

**第20号議案 定款一部変更の件（1） 注 大阪市・京都市・神戸市共同提案**

## ▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第5条の2 本会社は、社会との信頼関係を築くために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示し、需要家をはじめとした社会の信頼及び経営の透明性を確保する。

## 【提案理由】

電気事業は、重要な社会基盤であり、高い公益性・公共性を有することから、電力会社は社会との信頼関係を築いた上で事業を進めていかなければならない。したがって、需要家をはじめとした社会の信頼と経営の透明性を確保するために必要な経営及び事業に関する情報を、原則全て開示する必要がある。

役員等による福井県高浜町元助役からの金品等受領問題では、十分な情報開示がなされなかったことにより、需要家の信用失墜を招いたことから、今後は、定款において、需要家の信頼と経営の透明性を確保するために必要な情報を、原則全て開示することを明確に示し、説明責任を果たすべきである。

さらに政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力規制委員会」等に携わる研究者等に対する寄付その他の不正な金品の授受は一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

**第 21 号議案 定款一部変更の件（2） 注 大阪市・京都市・神戸市共同提案**

**▼提案の内容**

「第 4 章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

（取締役の報酬の開示）

第 31 条の 3 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

**【提案理由】**

関西電力が、脱原発依存と安全性の確保、地球温暖化の対応として、再生可能エネルギーの大規模導入や、水素を含む次世代エネルギーの活用を行うなど、事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

このような中、市民・需要家の目線に立ち、取締役の個別の報酬開示は必ず行うべきである。